

卒業論文の基準について（2020.4）

中央大学文学部社会学専攻
中央大学文学部社会情報学専攻

卒業論文は、大学での勉学・研究の総まとめと位置づけられる。情報探索・批判的読解・調査分析・執筆など様々な力を養う概念であり、簡単には書けないということが書き終えてはじめて分かるものである。

卒論の提出期限は絶対である。一分の遅れも許されない。一分の遅れで一年待ったひとも過去にいる。ぎりぎりになって、製本もなされていない原稿を事務室に持ちこみ、かろうじて提出したような卒論は、内容も不十分な場合が多く、実際に不合格になっている。提出前日にプリンターが故障したり電車が遅れたりという学生もこれまでたくさんいる。必ず、余裕をもって提出できるよう努力すること。

卒論は提出しただけでは合格とならない。口述試験の場で、自ら書いた論文についての理解が問われ、質問に応えてはじめて評価を受ける権利を獲得する。口述試験は、主査・副査の教員、口述試験を受ける社会学・社会情報の学生、室員など、研究室のスタッフ・学生が総出で行う一大事業である。膨大な人数が厳しい時間管理のもとに動かねばならないので、欠席はもちろんのこと、遅刻は絶対に厳禁である（過去に遅刻によって多大な迷惑をかけた学生がいるが、論文の内容も不十分なものであった）。

卒業論文には、①独自の問い合わせているか、②この問い合わせ明かすために依拠すべき理論を真摯に学び、わがものとしているか、③研究課題にふさわしい調査・探求の方法を採用し実施しているか、④自分が収集した資料やデータを読み解き・分析しているか、などが求められる。

学生生活の総決算である卒業論文の審査は、当然のことながら厳しいものとなり、下記のようなものは不合格となる。不合格とならないように、社会学・社会情報学の研究室にて配布される「卒業論文作成の手引」を参考にして、指導教員からきちんとアドバイスをもらったうえで、自ら考え、学び、調べ、くりかえし書き直しをして作品としての完成度を高めるように、出来るだけ早くから執筆の準備を開始すること。卒業できずに、あとで後悔することのなきようくれぐれもお願いしたい。

〔I〕剽窃

「剽窃」（インターネットや本からのほぼ全文をそのまま断り書きなしに引き写す）は、もっともしてはいけないことで、厳重注意の上で無条件に不合格となる。その他、他者のもの（本などからの要約や、他者が行った調査結果など）を出典・引用箇所・頁を正確に示さずに自分の文章と混在させているもの、出典を示したとしても、わずか数冊の本を切り貼りしてその内容をただ羅列しているだけのものも、不合格となる。引用・注の正しい仕方については、必ず「卒業論文作成の手引」を参考にして、指導教員の指示に従うこと。

〔II〕下記の場合も、卒論として認められない場合がある。「卒業論文作成の手引」をよく読み、ひとに読んでもらえて、しかも納得してもらえる作品となるように注意すること。

- ①論文作成に際して指導教員からアドバイス（少なくとも5回以上は必要）を受けずに書いてしまったもの、せっかくアドバイスを受けてもそれに応えようとしなかったもの。
- ②形式的要件（注、参考文献、引用箇所の銘記、枚数、誤字脱字のチェック、きちんとした印刷・レイアウトなど）を満たしていないもの。
- ③序から結論までの章立ての必然性、全体的な論旨の一貫性が極度にないもの。
- ④調査をして卒論を書く場合に、調査概要（いつどこでどのような形で、いかなる方法によって実施したかなどについての説明）を欠くもの。またフィールド調査の場合には日誌、インタビュー調査の場合には調査記録、アンケート調査の場合には調査票などが添付されていないもの。

以上